遊佐町地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）【概要版】

令和 8(2026)年 3 月改訂

遊　佐　町

１．事務事業編の概要と計画期間

「遊佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に即して、遊佐町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めたものです。

計画の根拠：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条
計画期間：2026～2030 年度（5 か年）
計画の主体：行政（遊佐町役場）
計画の範囲：本町が行う全ての事務事業
（一部事務組合、広域連合等は除く）

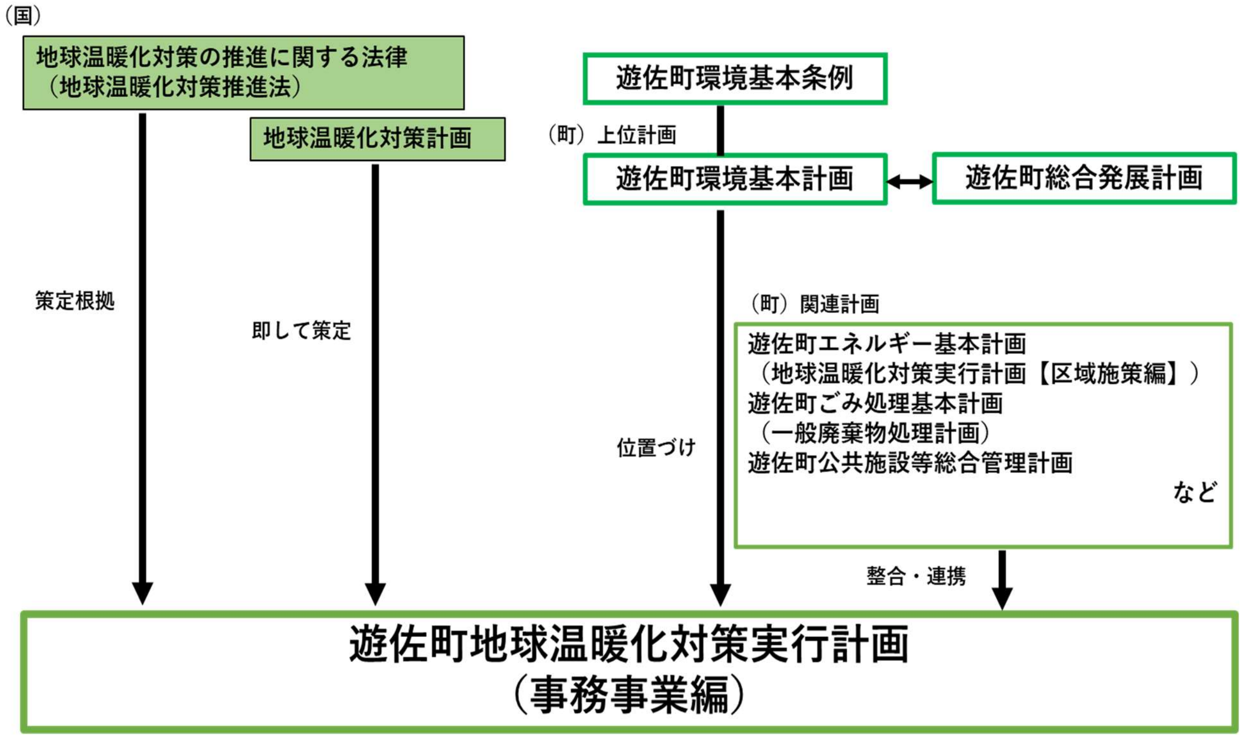

２．現状の遊佐町の事務事業よる温室効果ガス排出量

2013 年度と 2022 年度の排出量の変化を下図に示します。2013 年度の温室効果ガス排出量は 5,683,343kg-CO_2、2024 年度の温室効果ガス排出量は、4,152,508kg-CO_2 となっており、10 年間で約 27％の減少となっています。

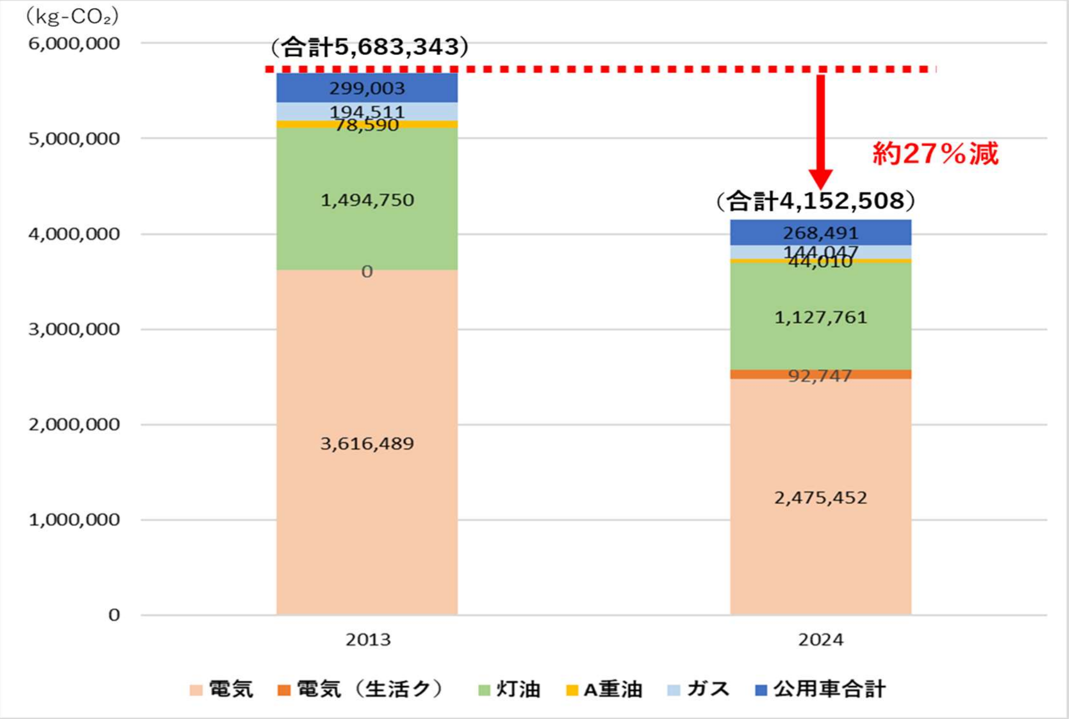

また、エネルギー種別では、電気が全体の 63.7％を占め、次いで灯油 26.3％、ガス 3.4％、A 重油 1.4％、公用車の燃料 5.2％となっています。

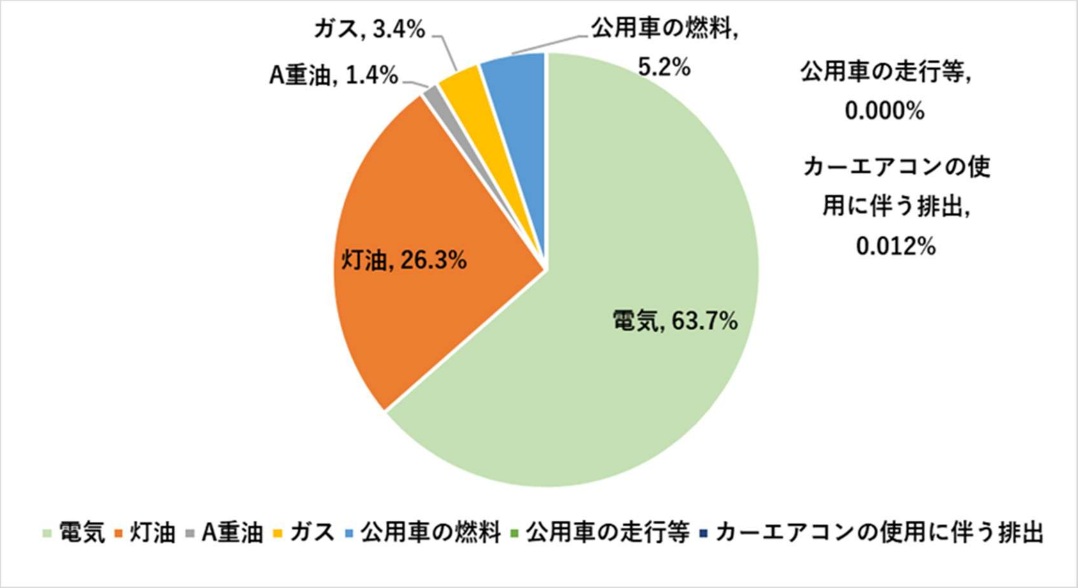

3．遊佐町における温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 50％削減することを目標とします。

項　目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	5,683,343kg-CO_2	2,841,672kg-CO_2
削減率	–	50％

4．遊佐町の基本方針と主な取組

基本方針

1.エネルギー利用の効率化の推進
2.再生可能エネルギー等の導入と活用
3.その他の環境配慮行動の推進

基本方針	項目	取組
1.エネルギー利用の効率化の推進	①環境に配慮した施設等の整備	・新築事業については原則 ZEB 仕様を検討、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
		・既存建築物の修繕・整備の際は、環境に配慮した工事を行うとともに、高断熱ガラスや断熱サッシの導入等を検討、省エネルギー化の徹底
	②省エネルギー型設備機器の導入と運用改善	・照明、空調などの設備機器を高効率・省エネルギーな製品に更新、運用改善を推進
		・既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100％とする。
	③電動車の導入と公用車の運用	・代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新する際は全て電動車とし、2030 年度までに更新可能な公用車の全てを電動車とする。
		・公共施設等への太陽光発電設備や充放電設備等の導入を検討
		・エコドライブを徹底、移動距離が 2 ㎞以内の移動に際しては、極力徒歩または自転車を利用する。
		・公用自転車の計画的な配備に努める。
		・公用車の状況を適時把握し、タイヤの空気圧調整等定期的な点検に努める。
	④日常業務における省エネ行動の徹底	・空調使用時の室温が、夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように適正利用に努める。
		・通年軽装勤務の実施により過度な空調使用を控える。
		・不要な照明は消灯する。
		・事務見直し等により夜間残業の削減し、照明の点灯時間の短縮に努める。

		・節水に心がけ、水栓の閉め忘れ等に十分に注意し、確認を徹底
		・ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
		・施設において、草花や樹木を植栽し緑化に努める。
2.再生可能エネルギー等の導入と活用	①再生可能エネルギーの導入	・2030 年度までに、設置可能な公共施設等の約 50％以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。また太陽光発電設備の導入とあわせて、災害時の機能維持にも資する蓄電池等の導入を検討
		・バイオマス燃焼機器等から発生する熱の有効利用など再生可能エネルギー設備の有効活用について検討
		・電力の調達に際しては、再生可能エネルギー電力の購入を検討し、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に努める。
	②次世代クリーンエネルギー及び先進技術の率先導入	・次世代クリーンエネルギーの活用やペロブスカイト太陽電池、CCUS などの先進的な脱炭素技術の導入可能性を検討
		・民間企業や NPO、大学等の学術機関と連携し、脱炭素社会に向けた協力、最新の知見の収集に努める。
3.その他の環境配慮行動の推進	①グリーン購入及び環境配慮契約の推進	・物品を購入する際は環境負荷が低い製品を優先的に調達
		・部署・職員相互に融通・調達を図るなど、不必要な購入を防止
		・物品や電力の調達等において、環境配慮契約の取組を推進
	②ごみの３Ｒ＋Renewable の徹底、サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進	・３R 運動を推進し、ごみの削減、リサイクルに努める。
		・ごみの分別を徹底
		・使い捨て容器の使用や過剰包装を自粛、再生可能資源を原料とした包装・製品の使用に努める。
		・給食調理などの際に発生する生ごみは、可能な限り堆肥化を図るとともに、排出する際は水切りを徹底
	③用紙の使用量の削減	・文書管理システムを有効に活用し、電子決裁を基本とする。
		・配布する資料は、資料の簡素化や必要部数の精査、両面印刷を徹底
		・支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用
	④温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の構築と環境保全意識の向上	・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減
		・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進
		・テレワークや Web 会議システムの積極的に活用
		・職員の環境保全意識の向上を図るため、環境保全に係る研修を定期的に実施
	⑤町主催のイベントや公共工事における環境配慮	・イベント等での廃棄物の発生・排出抑制、省資源・省エネルギー化に努める。
		・事業の構想・計画段階から環境の保全への配慮を図る。
		・公共工事の発注に当たっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品や脱炭素建材等の使用に努める。

５．推進体制

遊佐町環境マネジメントシステム組織体制

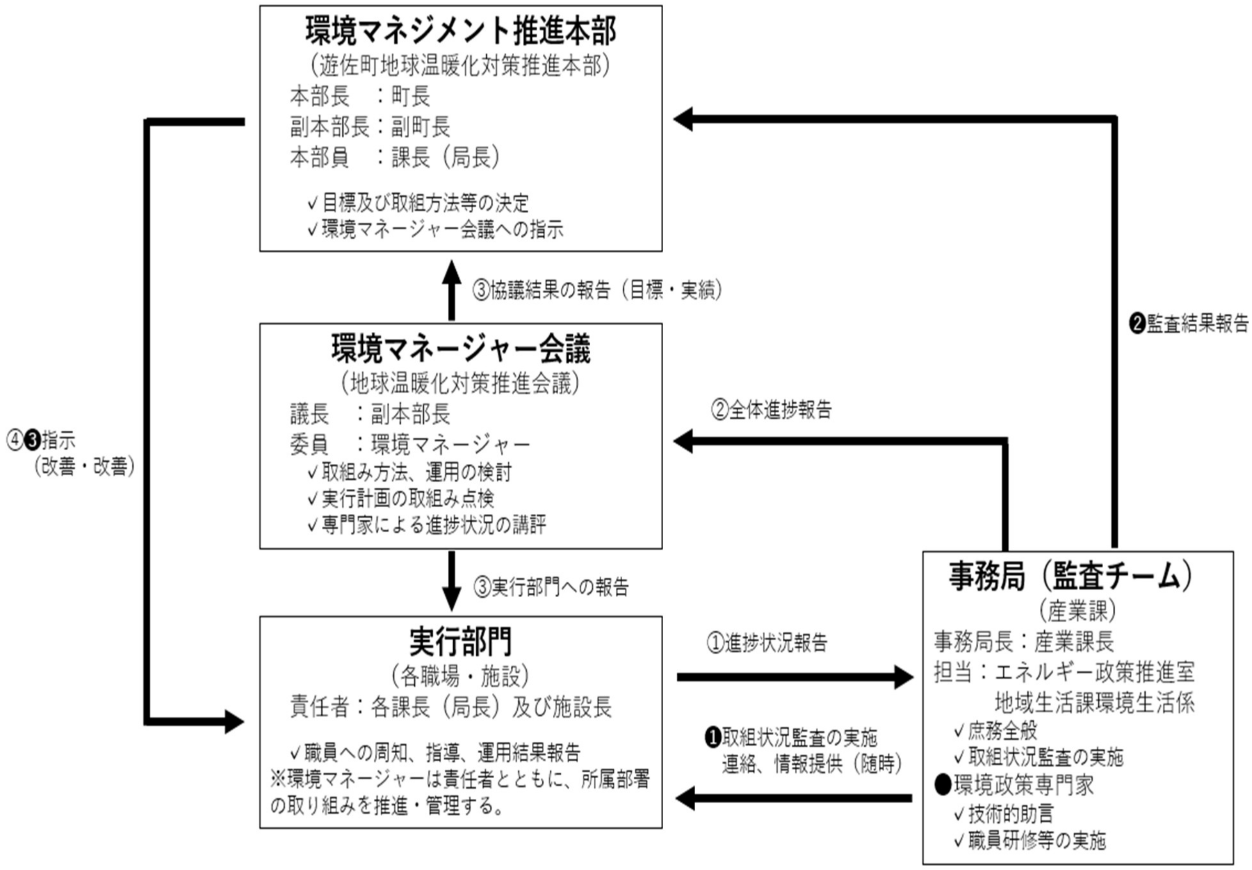

※　職員の意識啓発及び取組の改善指導を行うなど各課における中心的役割を担う担当者として、毎年度各課から環境マネージャーを選任します。